

蟹江町転入促進ガイドブック等作成業務委託仕様書

第1 業務の目的

当町の多彩な魅力や当町ならではの良好な特徴を、町内外の方が認知し、関心を持っていただくきっかけとなり、明快で訴求力が高く効果的にPRのできる、蟹江町転入促進ガイドブック（以下「ガイドブック」という。）を制作する。

さらに、当町への認知や関心が深められるよう、既存WEBサイト、SNSへ掲載できる詳しい情報、写真等のデジタル素材を制作し、ガイドブックと連携するようにする。

第2 業務の委託期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

第3 ガイドブックの全体像

1 ターゲット

- (1) 当町を知らないまたは聞いたことはあるが詳しく知らない町外在住の若者及び子育て世代
- (2) 町内在住者、当町に関わりのある者、在勤・在学者

2 コンセプト

- (1) 当町の多彩な魅力や当町ならではの良好な特徴を凝縮し、当町を知っていただく第一歩となり、当町への移住を検討していただける内容とする。そのために、手に取りやすく印象に残り、大切にとっておいていただけるデザインとする。

※ 前例にとらわれず斬新で独創的な、話題性のある内容とすること。

- (2) 小学校高学年以上の方に分かりやすい、読みやすい、親しみやすい内容とする。

※ フォント及びカラーは、ユニバーサルデザインを使用すること。

- (3) 仕上がり（イメージ）

ア サイズ：B5サイズ、中綴じ製本

イ ページ数：16ページ以内（表紙、裏表紙を含む）

ウ カラー：フルカラー

エ 紙 質：マット紙 90～110kg を想定

第4 業務の委託内容

1 ガイドブックの制作

(1) 印刷用入稿データの制作

ア 企画、構成等の立案

イ 原稿の作成（打合せ・調整・取材、写真の撮影・編集、テキスト・
図表・イラストの作成、調査・資料収集等を含む。）

ウ デザイン、レイアウト

エ 印刷物初版時の色校正

(2) デジタル素材の作成、既存WEBサイト、SNSとの連携

ガイドブックだけでは伝わりにくい情報、伝えきれない情報を、より詳しく、より分かりやすく伝えるため、デジタル素材（追加テキスト、写真、図表、イラスト等）を制作して、既存WEBサイト、SNSへ掲載できるようにすること。また、ガイドブックと連携することで、認知や関心が深められるようにすること。

(3) 当町との工程会議（月1回程度）

2 ガイドブックの印刷製本

B5サイズ16ページ以内、フルカラー印刷製本 3,000部

第5 業務遂行に当たっての条件

1 掲載コンテンツ

原則、当町の魅力、良好な特徴は、ガイドブックへ掲載すること。

2 その他、別途協議の上で取り決めた、ガイドブックの制作に必要な業務に対応すること。

第6 成果品

業務終了時には「業務完了届」のほか、次の内容をまとめた成果品をCD-RまたはDVD-Rの電子媒体で提出すること。

1 ガイドブック印刷用入稿データ（詳細は別途指定）

※ 印刷製本した冊子3,000部を別途納品すること。

2 ガイドブック電子カタログデータ

※ サーバーにアップロードすれば閲覧可能な状態とすること。

3 ガイドブックPDFデータ

※ 見開き2ページ単位のファイル及び1ページ単位のファイルの2ファイル

4 写真、イラスト、図表、二次元コードの画像データ（詳細は別途指定）

5 当町との工程会議記録

6 その他、当町が必要と認める関連図書及び資料

第7 業務遂行上の留意点

1 個人情報の保護については十分注意し、流出、損失を生じないこと。また、業務の遂行上知り得た情報は秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。

2 受託者は、成果品が他者の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。作成に関して著作権の許諾が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他写真等（風景、イラスト、図表）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

3 本業務における成果品の所有権や著作権は、原則として全て当町に帰属し、当町は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）は受託者に留保するものとし、この場合、当町は権利留保物の当該権利を非独占的に使用できることとする。

4 受託者は、業務を遂行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。

第8 その他

1 本業務の実施に当たっては、当町と受託者が協議調整の上、進めるものとする。

2 取材（写真の撮影を含む。）は、原則として受託者が行うものとする。ただし、当町が必要があると判断した場合は、協議調整の上、当町職員が同席する。

3 当町が所持している写真、資料等は、本業務の遂行のため、必要に応じて受託者へ提供するものとする。ただし、本業務以外の目的に使用または

第三者に提供してはならない。

- 4 仕様書に記述のない事項であっても、本業務の趣旨に沿った効果的な提案であれば、それを提案することを妨げない。
- 5 仕様書に記述のない事項であっても、社会通念に照らし、履行に必要不可欠と判断される事項については、本業務の範囲に含むものとし、全て受託者の負担で実施するものとする。なお、上記の範囲を超えた仕様の追加や変更が必要な場合は、費用負担等を含め、当町と受託者が協議の上、決定するものとする。
- 6 新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分留意し、業務にあたること。